

本最終報告書には多々問題点があり、それらを解決方法を確実に決定する前の
法案等決定は不当であると考えます。
法案施行後、追って考えるというのは国民へのだまし行為です。

(1)輸入電波機器にどうやって課金するのか？

(2)無線機器を購入しても、使用しない場合、利用していないのに課金するのか？

(3)世界でも免許不要の電波から利用料を徴収している国はありません。

(4)個人で作った無線機器にはどうやって課金するのか？

〒666-

兵庫県川辺郡